

企業のマイナンバー対策 ⑤

シリーズでお伝えしておりますマイナンバー制度対策。

最終回の今回は「**個人情報保護法とマイナンバー法の違い**」について簡単に整理いたします。

	個人情報保護法	マイナンバー法
適用除外	過去6ヶ月以内の個人情報が5,000件を超えない会社	なし（全ての会社が対象）
利用範囲	制限なし	目的内の利用に限定
第三者への提供	本人の同意があった場合はできる	できない
収集や保管	制限なし	制限あり
行政による立入調査	なし	「特定個人情報保護委員会」が立入調査を実施
罰則	なし	あり（懲役／罰金）

☆ 編集後記 ☆

最近、めちゃ太りました。お腹をへっこめないとスラックスがはいりません。ジャケットのボタンもキツキツで結構キテる感じです(T_T)

今年はずまずダイエットからはじめます。手始めに「プチ断食」からチャレンジしてみます！



まん丸なお腹。よく育ちました

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F

TEL：06-6809-5092

FAX：06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃